

# 官報

号外 昭和二十三年十一月二十六日

## ○第三回衆議院會議錄第二十号

昭和二十三年十一月二十五日(木曜日)	午後一時開議
第一訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第一訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)	日程第二 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)
第三 副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)	日程第三 副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 金資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第四 金資金特別会計法の一 部を改正する法律案(内閣提出)
第五 工業所有権戦時法の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第五 工業所有権戦時法の一 部を改正する法律案(内閣提出)
第六 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件	日程第六 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件
第七 國立國語研究所設置法案(内閣提出)	日程第七 國立國語研究所設置法案(内閣提出)
● 本日の会議に付した事件	綱紀肅正に関する緊急質問(池谷信一君提出)
全國選舉管理委員会の予備委員の補欠指名	税法及び徵稅事務に関する緊急質問(川合彰武君提出)
補欠指名	

引揚者の厚生援護に関する緊急質問(梶川謙雄君提出)	日程第一訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
教育公務員特例法案上程に関する緊急質問(田淵実夫君提出)	日程第二 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)
予防注射による障害の保障に関する緊急質問(太田典禮君提出)	日程第三 副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(松岡駒吉君) 御異議ありませんか。	○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと呼ぶ者あり
○今村忠助君 全國選舉管理委員会の予備委員の補欠指名について、議長において指名されたことを望みます。	○今村忠助君 全國選舉管理委員会の予備委員の補欠指名を行います。
○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。	○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔拍手〕	〔拍手〕
第一訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)	第三條中「四十圓」を「百二十圓」に、「百二十圓」を「百六十圓」に、「百六十圓」を「百三十圓」に、「百三十圓」を「百五十圓」に、「百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。
第二 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)	第四條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「八圓」に、「一百圓」を「一百二十圓」に、「一百二十圓」を「一百六十圓」に、「一百六十圓」を「一百三十圓」に、「一百三十圓」を「一百五十圓」に、「一百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。
第三 副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)	第五條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「八圓」に、「一百圓」を「一百二十圓」に、「一百二十圓」を「一百六十圓」に、「一百六十圓」を「一百三十圓」に、「一百三十圓」を「一百五十圓」に、「一百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。
第四 金資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)	第六條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「八圓」に、「一百圓」を「一百二十圓」に、「一百二十圓」を「一百六十圓」に、「一百六十圓」を「一百三十圓」に、「一百三十圓」を「一百五十圓」に、「一百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。
第五 工業所有権戦時法の一部を改正する法律案(内閣提出)	第七條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「八圓」に、「一百圓」を「一百二十圓」に、「一百二十圓」を「一百六十圓」に、「一百六十圓」を「一百三十圓」に、「一百三十圓」を「一百五十圓」に、「一百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。
第六 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件	第八條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「八圓」に、「一百圓」を「一百二十圓」に、「一百二十圓」を「一百六十圓」に、「一百六十圓」を「一百三十圓」に、「一百三十圓」を「一百五十圓」に、「一百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。
第七 國立國語研究所設置法案(内閣提出)	第九條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「八圓」に、「一百圓」を「一百二十圓」に、「一百二十圓」を「一百六十圓」に、「一百六十圓」を「一百三十圓」に、「一百三十圓」を「一百五十圓」に、「一百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。
● 本日の会議に付した事件	第十條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「八圓」に、「一百圓」を「一百二十圓」に、「一百二十圓」を「一百六十圓」に、「一百六十圓」を「一百三十圓」に、「一百三十圓」を「一百五十圓」に、「一百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。
全國選舉管理委員会の予備委員の補欠指名	第十一條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三百圓」を「六百圓」に、「五百圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「八圓」に、「一百圓」を「一百二十圓」に、「一百二十圓」を「一百六十圓」に、「一百六十圓」を「一百三十圓」に、「一百三十圓」を「一百五十圓」に、「一百五十圓」を「一百圓」に、「一百圓」を「八圓」を「二十圓」に改める。

午後三時十七分開議  
○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

○全國選舉管理委員会の予備委員の補欠指名

訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を改めて改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を改めて改正する法律案

項目	五百圓マデ	三百圓マデ	二十圓マデ	十五圓マデ	十圓マデ	五圓マデ	一圓五十錢マデ	一圓マデ	五百圓ヲ超ユルトキ百圓	五百圓マデ	三萬圓マデ	二千圓マデ	一千圓マデ	五百圓マデ	三百五十圓
第一 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)	「五百圓マデ	「三百圓マデ	「二十圓マデ	「十五圓マデ	「十圓マデ	「五圓マデ	「一圓五十錢マデ	「一圓マデ	「五百圓ヲ超ユルトキ百圓」	「五百圓マデ	「三萬圓マデ	「二千圓マデ	「一千圓マデ	「五百圓マデ	「三百五十圓」
第二 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)	「五百圓マデ	「三百圓マデ	「二十圓マデ	「十五圓マデ	「十圓マデ	「五圓マデ	「一圓五十錢マデ	「一圓マデ	「五百圓ヲ超ユルトキ百圓」	「五百圓マデ	「三萬圓マデ	「二千圓マデ	「一千圓マデ	「五百圓マデ	「三百五十圓」
第三 副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)	「五百圓マデ	「三百圓マデ	「二十圓マデ	「十五圓マデ	「十圓マデ	「五圓マデ	「一圓五十錢マデ	「一圓マデ	「五百圓ヲ超ユルトキ百圓」	「五百圓マデ	「三萬圓マデ	「二千圓マデ	「一千圓マデ	「五百圓マデ	「三百五十圓」
第四 金資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)	「五百圓マデ	「三百圓マデ	「二十圓マデ	「十五圓マデ	「十圓マデ	「五圓マデ	「一圓五十錢マデ	「一圓マデ	「五百圓ヲ超ユルトキ百圓」	「五百圓マデ	「三萬圓マデ	「二千圓マデ	「一千圓マデ	「五百圓マデ	「三百五十圓」
第五 工業所有権戦時法の一部を改正する法律案(内閣提出)	「五百圓マデ	「三百圓マデ	「二十圓マデ	「十五圓マデ	「十圓マデ	「五圓マデ	「一圓五十錢マデ	「一圓マデ	「五百圓ヲ超ユルトキ百圓」	「五百圓マデ	「三萬圓マデ	「二千圓マデ	「一千圓マデ	「五百圓マデ	「三百五十圓」
第六 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件	「五百圓マデ	「三百圓マデ	「二十圓マデ	「十五圓マデ	「十圓マデ	「五圓マデ	「一圓五十錢マデ	「一圓マデ	「五百圓ヲ超ユルトキ百圓」	「五百圓マデ	「三萬圓マデ	「二千圓マデ	「一千圓マデ	「五百圓マデ	「三百五十圓」
第七 國立國語研究所設置法案(内閣提出)	「五百圓マデ	「三百圓マデ	「二十圓マデ	「十五圓マデ	「十圓マデ	「五圓マデ	「一圓五十錢マデ	「一圓マデ	「五百圓ヲ超ユルトキ百圓」	「五百圓マデ	「三萬圓マデ	「二千圓マデ	「一千圓マデ	「五百圓マデ	「三百五十圓」

禍災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二十五条  
條の二の災害を左表上欄記載の通り定める。

り、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載の通り定める。

副檢事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十一年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

「一年以内」を「二年以内」に改めること。

副檢事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十一年法律第百九十九号）の一部を改正する法律案外二件

四百円マデ 四百円  
八十四円百三十円 「五萬圓」  
二百円ヲ超ユルト  
五百円マデ 五百円  
四百円  
六百円

キハ「萬圓」每ニ四十圓ヲ加フ但シ  
萬圓ニ満タサルモ一萬圓ト看做シテ  
算定ス」を「十万円ヲ超ユルトキハ二  
万円每ニ三百円ヲ加フ但シ二万円ニ満  
タサルモ二万円ト看做シテ算定ス」  
に、同條第四項中「十八圓」を「六十  
円」に、「四十五圓」を「百四十円」に、  
「八圓」を「二十四円」に、「二百圓」を  
「六百円」に、「百五十圓」を「四百八  
十円」に、同條第五項中「二十七倍」  
を「八十五倍」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2 この法律施行前に要した費用については、なお從前の例による。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕  
禍災都市借地借家臨時処理法第一十五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案  
禍災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

規律  
律

この法律は、公布の日から施行する。

禍災都市借地借家臨時処理法第二十

〔都合により最終号の附録に掲載〕  
禍災都市借地借家臨時処理法第一十五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案内閣提出に関する報告書

災 害	地 方	区
昭和二十三年六月二十八日北陸地方におこつた震災及びこれに伴つておこつた火災	福井県のうち 福井市	
	足羽郡のうち 酒生村 東郷村 下文殊村	
	吉田郡のうち 西藤島村 河合村 森田町	
	中藤島村 岡保村 東藤島村	
	坂井郡のうち 芦原町 北潟村 細呂木村	
	坪江村 伊井村 東十郷村	
	金津町 長畠村 丸岡町	
	高椋村 磐部村 春江町	
	大石村 兵庫村 大関村	
	本庄村 木部村 浜四郷村	
	鶴村 大安寺村	
	石川県のうち 大聖寺町	
	福井縣のうち 福井市	
	西藤島村 中藤島村	
昭和二十三年七月二十四日福井地方におこつた水害	岩手県のうち 一関市 宮古市	

この法律は、公布の日から施行する。

副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年十一月十七日

參議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔佐藤通吉君登壇〕  
○佐藤通吉君 たゞいま議題に相なりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

民事刑事の訴訟費用及び執行吏手数料等は、それ／＼民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執行吏手数料規則の三法律に規定されたものと相なつたのであります。かかるに、その後経済情勢の変遷ははなだしく、物價は約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額はまつたくれらを増額するため、さきに訴訟費用等臨時措置法が制定せられたのであります。しかるに、その後経済情勢の変遷ははなだしく、物價は約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額はまつたくれらを増額するため、さきに訴訟費用等臨時措置法が制定せられたのであります。しかし、訴訟関係者の窮乏を打開するため、この法律案を提出いたしましたのであります。以上が政府提案の理由であります。

法務委員会におきましては、主として、訴訟関係者の窮乏を打開するため、この法律案を提出いたしましたのであります。以上が政府提案の理由であります。

その結果、原案を可と認め、十一月十五日、政府原案通り全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

次に、禍災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案につきまして、審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

第二十五條の二の灾害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案につきまして、審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

禍災都市借地借家臨時処理法は、あるいは禍災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、あるいは禍災地の借地権で今後存続させる意思のないと認められるものを貸主の側から消滅させ等の道を開き、これらに関連する借地借家關係を調整いたしまして、競争

による罹災都市の急速なる復興をはかることを目的として、制定せられたのあります。かかるに、同法第二十五條の二の規定によりますと、戦災の場合はのみならず、別に法律で指定いたしました火災、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することと相なつておられます。そして、その適用地区は、同法第二十七條第二項の規定によりますと、これまた災害ごとに別に法律で定めることになつておるのと相なつておられます。

さて、昭和二十三年六月二十八日北陸地方に起きました震災及びこれに伴つて発生した火災、同年七月二十四日福井地方に起つた水害並びに同年九月十六日東北地方に起つた風水害につきまして、その被害状況及びこれらの地区における借地借家関係等を慎重に調査検討いたしましたところ、これらの災害につき、同地区にも罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用することとしない、かくすることが、同地区的住民に一日も早く安住の場所を與え、同地区をすみやかに復興させるゆえんと考へられるので、ここにこの法律案を提出するというものが、政府提案の理由であります。

さて、法務委員会の審議においては、建物の朽墜と借地権の消滅との關係、借地並びに借家の登記の対抗力等の問題について一、二の質疑があつたの

&lt;/div

般の物資取扱によりまして貴金属の價格が大幅に引上げられましたため、一般会計からの繰入金は、すでにその法定限度額に達したのであります。從つて本案は、この資金の不足を当分の間借入金をもつて一時補填し、本資金の円滑なる運用を期したいといふのであります。

本案は、去る二十二日政府よりの説明を聽取し、二十四日質疑に入りました。民主自由党の苦米地英俊君、社会党の中嶋敏君、民主党の早稻田柳右エ門君、労働者農民党の堀江實藏君からは、金の保有量、買上げ並びに拂下げの状況、借入金の金利及び償還方法等について種々御質問がありましたが、詳しく述記録によつて御承知を願いたいと存じます。

次いで、同日討論を省略し採決に入りましたが、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 工業所有権戦時法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方自治法第百五十六條第

四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、工業所有権戦時法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、工業所有権戦時法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

工業所有権戦時法の一部を改正する法律案

工業所有権戦時法の一部を改正する法律

工業所有権戦時法(大正六年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一條乃至第四條 削除

第七條 改正する。

第一條から第四條までを次のように改める。

〔平島良一君登壇〕

○平島良一君 ただいま議題となりました。本法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告いたします。

本法律案の要旨とするところは、工業所有権戦時法の規定中には外資の導入に障害となるものがあるために、同法の第一條、第二條、第三條、第四條及び第七條の規定を廢止し、もつて外国人の工業所有権に関するあらゆる拘束を解除したものであります。

本法律案は、十一月十二日付託され、十九日に提案理由を聽取し、昨二十四日質疑に入りました。國民協同党の農澤委員より、日本人が外國に特許を出願せし際の取扱いと、戰前における特許権の國際間における訴訟問題について質疑がありました。これに対し久保政府委員より、日本人の外國への特許出願は、現在特に商工大臣の許可ある以外は禁止されているが、早晩解消せられるものと思う、また戰前における國際間の特許権の訴訟については、今度の戰争により海外財産は沒收されるとのことであるから、特許もまたその例外たり得ないであろう、との答弁がありました。

これにて質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。

次に、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件について、商工委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告いたします。

本件の要旨は、商工省試薬検査所は昭和二十三年九月一日試薬検査所令により設置され、東京本所については現在検査業務準備中でありますが、試薬の品種は千数百、その工場数も百七十九に及び、全國各地に廣く散在しておること、第二に、試薬の検査は、輸出品のみでなく、むしろ國內品としての製品検査に重点が置かれており、その検査方法も現場検査を主体としておる

を出願せし際の取扱いと、戰前における特許権の國際間における訴訟問題について質疑がありました。これに対し久保政府委員より、日本人の外國への特許出願は、現在特に商工大臣の許可ある以外は禁止されているが、早晩解消せられるものと思う、また戰前における國際間の特許権の訴訟については、今度の戰争により海外財産は沒收されるとのことであるから、特許もまたその例外たり得ないであろう、との答弁がありました。

これにて質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

ので、生産工場の散在状況に応じて適当に支所、出張所を設置する必要のあること、第三、以上に列記したような事情に基き、試験検査所令第三條においても、必要ある場合は支所及び出張所を設置することができる旨規定されます。

次に、機械器具検査所の支所及び出張所の設置に関する件につきましては、機械器具の検査は生産工場またはその他の製品所在地に出張して行う場合が大部分であります。そのため、その主生産地は東京、名古屋、大阪及び福岡を中心とした地区であります。関係上、東京都内に本所を置いたのみでは、経費と時間の浪費が多いばかりでなく、船積期日の関係によつて検査を実施することが不可能になることも予想されますので、別に本所の事務を分掌せしむるため、機械器具検査所令第三條の規定により、大阪に支所、名古屋及び福岡に出張所を設置しようとするものであります。

本件は、去る十一月十日、本委員会に付託されまして、十九日政府当局より提案理由の説明を聽取し、二十四日質疑に入りましたが、全委員とも本件の要旨を了とせられ、質疑、討論を省略し、ただちに採決に入り、「全会一致可決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。  
○議長(松岡駒吉君) まず、日程第五、工業所有権戦時法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第六、地方自治法第五百五十六條第四項の規定に基き、試験検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認を與うることに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本件は承認を與うることに決しました。

第七 國立國語研究所設置法案  
(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第七、國立國語研究所設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。委員長

國立國語研究所設置法案

第一條 國語及び國民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あ

わせて國語の合理化の確実な基礎を築くために、國立國語研究所(以下研究所といふ)を設置する。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前條第一項各号の一に該する。文部大臣は、人事及び予算に關する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究が他の適當な研究機関又は個人に委託することができない。

3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改選する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 补欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

6 評議員会の会長及び副会長は、評議員会の会長及び副会長各一人を置く。

7 第五條 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に關する報告を公表しなければならない。

8 第六條 研究所に評議員会を置く。

9 第七條 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

10 第八條 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

11 第九條 研究所に置かれる専任の職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

12 第十条 研究所の運営

13 第十一条 研究所に置かれる専任の職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

14 第十二条 研究所の運営

15 第十三条 研究所の運営

16 第十四条 研究所の運営

17 第十五条 研究所の運営

18 第十六条 研究所の運営

19 第十七条 研究所の運営

20 第十八条 研究所の運営

21 第十九条 研究所の運営

調査研究と重複しないことを原則とする。

22 第二十条 法律第百二十号の定めるところにより、学識経験のある者たちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

23 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

24 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改選する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

25 补欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

26 評議員会の会長及び副会長は、評議員会の会長及び副会長各一人を置く。

27 第五條 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に關する報告を公表しなければならない。

28 第六條 研究所に評議員会を置く。

29 第七條 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

30 第八條 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

31 第九條 研究所に置かれる専任の職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

32 第十条 研究所の運営

33 第十一条 研究所の運営

34 第十二条 研究所の運営

35 第十三条 研究所の運営

36 第十四条 研究所の運営

37 第十五条 研究所の運営

38 第十六条 研究所の運営

39 第十七条 研究所の運営

40 第十八条 研究所の運営

41 第十九条 研究所の運営

42 第二十条 研究所の運営

43 第二十二条 法律第百二十号の定めるところにより、学識経験のある者たちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

2 評議員は、國家公務員法(昭和二十一年法律第百二十号)の定めるところにより、学識経験のある者たちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改選する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 补欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

6 評議員会の会長及び副会長は、評議員会の会長及び副会長各一人を置く。

7 第五條 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に關する報告を公表しなければならない。

8 第六條 研究所に評議員会を置く。

9 第七條 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

10 第八條 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

11 第九條 研究所に置かれる専任の職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

12 第十条 研究所の運営

13 第十一条 研究所の運営

14 第十二条 研究所の運営

15 第十三条 研究所の運営

16 第十四条 研究所の運営

17 第十五条 研究所の運営

18 第十六条 研究所の運営

19 第十七条 研究所の運営

20 第十八条 研究所の運営

21 第二十二条 法律第百二十号の定めるところにより、学識経験のある者たちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

職員の種類	級別	一級	二級	三級	計	備	考
文部教官又は文部事務官	三人	一〇人	一二人	二五人	文部教官又は文部事務官の一級の定員は、所長の定員を含む。		

2 文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位にあるものは、轉任によつて、それぞれ前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることができない。

附 則  
1 この法律は、公布の日から施行。

2 この法律施行の後、最初に命ぜられた、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第七條第四項の規定にかかわらず、二年と立しようといふのであります。國立國語研究所は文部大臣の所轄とし、國民の言語生活と國語の歴史的変遷及び學校教育と新聞、放送等における國語の取扱いを調査研究し、その成果を國語政策立案の資料として編集し、公表することを任務とするのであります。これにおいては、第一回國会において、本

國立國語研究所設置法案(内閣提出)  
に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔園谷光衛君登壇〕

○園谷光衛君 たゞいま上程に相なりました國立國語研究所設置法案に関しまして、この法案の概要並びに委員会における審査の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十一月十七日、内閣から本院に提出され、文部委員会に付託となつたものでありまして、全文十一條からなる法案であります。國語字の改良問題の根本的解決をはかるため研究に、それらの調査研究を行うため研究

機関を設けることは、教育上ののみならず、國民生活全般の向上にきわめて大きな影響を與えることは、言うまでもない 것입니다。よつて、文部委員会に於きましては、非常な努力と熱意をもつて慎重審議を重ねて參つたのであります。

本法案の目的は、國語及び國民の言語生活の全般にわたり科学的調査研究を行い、國語の合理化に確実な基礎を與えるために、國立の國語研究所を設立しようといたのであります。國立國語研究所は文部大臣の所轄とし、國民の言語生活と國語の歴史的変遷及び學

校教育と新聞、放送等における國語の取扱いを調査研究し、その成果を國語政策立案の資料として編集し、公表する

ことを任務とするのであります。これによつて討論を開始いたしまして、民衆の田中角榮君が、石炭國管案反対にかゝり平澤長吉君、社会党田淵実夫君、民主党伊藤恭一君、國協党黒岩重治君、小会派久保猛夫君等からそれらを承認いたいと思います。

○池谷信一君 昨日の各新聞紙の報じたします。池谷信一君。

〔池谷信一君登壇〕

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本院及び參議院が國語研究機關の設置に關する請願を採択し、議決されたのを

おこなつたのであります。この請願は現在未だなお検査の段階にあるのであります。

御本人の言明が事實であるとするならば、今回の検査當局のとつた態度、こ

の家宅捜索は、まつたく検事フアツシ

ヨの現われであると思うのであります。

斜彈しなければならないのであります。

て、われくは、声を大にしてこれを

訴へました。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

件は、開會中の緊急質問を許可されることを望みます。

わめて慎重な態度をもつてこれが負託にこたえたのであります。その審議中おもなる質疑いたしましては、文部省所管の國語審議会が不要ではないか、他の研究機關及び個人における同種の研究との重複を避けようとする規定は誤解を招くおそれがあります。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

われくは、憲法によつて開會中ににおける身分を保障せられておるのであります。同時に、かような家宅捜索等の場合におきましても、十分その趣旨は尊重せられなければならないのです。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

中央政界における最初の登場人物が、人もあるうに、検察事務を指揮監督する立場にある法務廳の、しかもその最高責任者の一人であるところの法務政務次官である、という点にあると思うのであります。

近來、官界の綱紀が著しく弛緩し、各方面にわかつて瀆職事件が頻発しておることは、われく國民のひとしく心外かつ憤慨にたえないところであります。一日もすみやかにその肅正を期せなければならることは、もちろんであります。が、特に万般の事務を取扱い、検察事務を指揮監督する立場にある法務廳等にあつては、常に十分に自警し、自戒して、かりにも世の指弾を受くるようなことがあつては断じてならないのであります。さような観点からいたしまして、今回この法務廳の政務次官たる田中君が、石炭國管反対にからむ大疑惑事件に關係ありとして家宅捜索を受くるに至つたということは、われくの断じて黙過し得ざるところであります。

「うようない、憤然なる態度をとつておつたのであります。が、法務總裁の決定前にすでに決定しておつた田中政務次官を選ぶについては、首相は、はたしていかなる基準、またいかなる調査によつて人選をしたかという点について、首相から、はつきりと御答弁を願いたいのであります。

仄聞するところによりますと、吉田首相は、組閣方針として、石炭國管問題などに少しでも関係ありそうな者はすべてこれを除外いたしまして、絶対に関係のない人の中から大臣、政務次官を選んだということであります。が、國管問題の中央政界における最初の関係者が法務政務次官であつたといふことは、まことに皮肉な結果であると言わざるを得ないのであります。（拍手）われ／＼は、當時田中法務政務次官の発表を見て、まつたく啞然たるものがあつたのであります。民自党の諸君の中にも、法律に通曉しておらるところの、幾多の有能な人々があるにもかかわらず、全然法律に關係のない、ずぶのしろうとであるところの、年少の土建業者たる田中君が政務次官に抜擢せられたということは、われわれのどうしても納得できない点であるのであります。官紀貞正を一枚看板にしておらるる吉田首相でありますからは、

この重大なる人事を決定したといふようなことは、絶対になからう

とは思うのでありまするが、あまりにもわれ／＼の納得の行かないところの人選でありますので、この点について、われ／＼の納得の行くような十分な御説明を願いたいのであります。また、組閣後わずか一箇月余にして、早くもかくのごとき不祥事を出した吉田内閣は、今後はたして、その一枚看板たる綱紀粛正を眞剣に実行して行くところの勇氣と確信があるかどうか、ということについても承りたいのであります。

次に、植田法務総裁は、就任以來常に嚴正公平を旨として職務を行うということを、繰返して確約しておられるのでありまするが、今日のこの田中事件の進展に対し、今後はたして完全に、厳正公平な態度をもつて対処し得るかどうか、われ／＼は刮目してこれを監視するものであります。事件が拡大して、さらに自党の他の議員に、また閣僚に及ぶこときことがあつた場合においても、法務総裁としては、あくまでも厳正公平な態度をもつて終始しなければならないのでありまするけれども、はたして法務総裁にその信念があるかどうかということを承りたいのであります。同時に法務総裁は、その補佐役たる田中政務次官がかくのごとき不祥事を惹起したことに対する、いかなる責任を感じられ、また今後いかうことについても、お聞きいたしたいのであります。

○講長 松岡駒吉君 総理大臣に対する質問の答弁はこれを留保いたします。法務総裁植田俊吉君。

〔國務大臣植田俊吉君登壇〕

○國務大臣(植田俊吉君) ただいまの池谷議員のお尋ねの前半につきましては、いざれ總理よりお答えがあると田中君の事件についてお答えを申し上げます。

私は、検察の行政につきましては、絶対に嚴正公平を決意いたしております。その影響するところが與党であると政府部内であろうと、断じて假想しないつもりであります。このことをはつきり申し上げておきます。(拍手)

田中君の事件は、新聞に大きく傳えられておりまして、はなほ遺憾でありまするが、実は、いささかその経緯を申し上げておきたいと思います。「弁解ならよせ」と呼ぶ者あり弁解ではありません。炭鉱國管反対運動につきまして、相当多額の金が動いていましたして、検察廳では、目下その金の行方を追究中であります。これに関連しまして、田中政務次官のお宅その仙ヶ丘を捜査する必要が生じましたので、これを捜査いたしたのであります。しかし、田中政務次官が直接この贈收賄事

件に關係があるかどうか、何らかの疑惑があるかどうかといった点につきましては、まだ申し上げる段階に達しておりません。田中君の……（人権蹂躪だと呼ぶ者あり）そこで捜査が進行いたしまして、疑惑ありということになりますれば、また適当の措置を講しなければならぬと思いますが、ただいまのところ……（検察ファッショジやないか」と呼ぶ者あり）そうではないと思ひます。

〔発言する者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 静粛に願います。

○國務大臣（殖田俊吉君）（続） まだ疑惑と申す段階に達しておらぬのであります。

〔発言する者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 静粛に願います。椎熊君、静粛に願います。

○國務大臣（殖田俊吉君）（続） わよつとお聞き願います。

〔発言する者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 静粛に願います。静粛に願います。

○國務大臣（殖田俊吉君）（続） 家宅搜索の必要があつていたのであります。わざわざお聞き願いたいのですが……（答弁

が済んだら下ればいい」と呼ぶ者あり)まだ終らないのです。

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) まだ私の答弁が終らないのです。

さらば疑惑が進むといたしません。従つて、尋問する程度にも至つていません。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

〔答弁したらおりなさいよ〕と呼んで、その他發言する者多し)

〔國務大臣殖田俊吉君降壇〕

○議長(松岡駒吉君) 池谷君の再質問を許しますが、自席でやつてください。

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 登壇は許しません。自席でやつてください。

○池谷信一君 請願でありますから自席から發言します。

ただいま法務総裁の御答弁を承つておりますると、まつたく疑惑がないかのごとき感じを與える御答弁であつたのであります。假にも國會議員であり、法務政務次官であるところの要職にある者に対しても、家宅捜索をするといふような場合において、十分な疑惑がない場合に、かような家宅捜索を断

行するとしたならば、これは恐るべき政治ファシズムでありまして、われわれは断じてこれを糾弾しなければならないのであります。同時にまた、この檢察事務を指揮監督せられる立場に

あるところの法務總裁は、この檢察当局に対するところの責任をいかにせらるかということについても承りたい

のであります。現在すでに、家宅捜索に對しては、檢事が勝手にやることはできないのです。判事の搜查令状によるのでなかつたならば、絶対に家宅捜索は断行できないの

でありますから、この判事の搜査令状に基いてやつた家宅捜索が、何らの根拠のない、何らの疑惑のない事件に対

してなされるとおつしやるのであります。しかし、この点について、私は明快なる御答弁を切にお願い申し上げます。(拍手)

〔國務大臣殖田俊吉君登壇〕

○國務大臣(殖田俊吉君) 私は檢察廳

の報告に基いて今のお話を申し上げたのでありますと、証拠物件があるといふ嫌疑がありましたので捜査をしたの

が言われた通り、吉田内閣が綱紀粛正の看板を掲げながら、しかも若い政務

次官を人選したことに対して、まことに私が若い人の最も悪い代表であるといふようなことを言われたようになります。

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

○田中角榮君(續) しかも、野村次席

検事のお話によりますと、私の辭職のありましたところの土建会社の九

州出張所が、石炭國管の容疑線上にあ

るいろいろの石炭業者と事業上の関係

があるのであります。しかも、当然金銭の授受はあります。その授受された

金銭が、出張所を通じ本社に流れ、それが政治資金に流れおるかおらない

かということを、会社の帳簿を押收して調査しなければならない、そのために行つたのである、こういうお話を承りました。

○議長(松岡駒吉君) 田中角榮君か

ら、一身上の弁明のために發言を求められております。これを許します。

田中角榮君。

〔田中角榮君登壇〕

○田中角榮君 池谷信一君の御質問に

対して、私から一身上の弁明をさせていただきたいと思います。私は、一昨

日突然、飯田町の事務所と牛込の自宅の家宅捜索を受けました。私は、ただちに高等檢察廳に佐藤檢事長をたずねて、その事情を伺つもりでおりましたが、あいにく不在でございまして、

野村次席檢事にお会いいたしました。その間の事情をお聞きいたしました。私は、突然の家宅捜索であります。私は、私としてはまったく意外であります。私は、少くとも家宅捜索を受けたような不廉恥の行爲をやつて

おりません。(拍手)

〔檢察廳へ行つて言え〕總裁の言葉と違う」と呼び、その他發言する者多し)

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願いま

す。

〔「檢察廳へ行つて言え」總裁の言葉と違う」と呼び、その他發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願いま

す。

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願いま

す。

○議長(松岡駒吉君) 登壇は許しません。自席でやつてください。

○池谷信一君 請願でありますから自

席から發言します。

ただいま法務総裁の御答弁を承つておりますると、まつたく疑惑がないか

のござりますが、假にも國會議員であり、法務政務次官であるところの要職にある者に対しても、家宅捜索をすると

私は、ここで申し上げたいのは、石炭國管運動に反対いたしまして民主黨に離党いたしました。しかし私は、石炭國管運動だけに反対して民主党を離

いたしまして特に家宅捜索を受けると

いう状況にまで至りましたことを、皆様におわびいたします。

以上をもつて私の弁明にかえます。

(拍手)

税法及び徵稅事務に関する緊急質問(川合彰武君提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

事実は断じてありません。(拍手)の

みならず私は、特定の業者と金錢の收受

の事実は断じてありません。(拍手)の

みならず私は、特定の業者と一遍も宴席にはべつたり、飲んだりしてはおりません。これは、当然直の手において

私は、可及的すみやかに、最も短い時間に、皆様の前に明るくされると思つてあります。

○議長(松岡駒吉君) 御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

税法及び徵稅事務に関する緊急質問(川合彰武君登壇)

○川合彰武君 私は、税法及び徵稅事務に関しまして、吉田總理大臣並びに泉山大蔵大臣あるいは商工大臣に質疑

せんとするものであります。

まず最初に私が特に強調したい点

は、最近は税金恐慌ということが言われております。ことほどさように、課税の面におけるところのいろいろな態が恐怖的な現象さえ呈しておるのであります。この傾向に拍車を入れた場合においては、私は税金革命とい

うような事態が出現することをおそれておるのであります。従いまして、われわれは、救國の精神をもつて今後の財政並びに税法ということを深く考えねばならぬということを特に強調したのであります。

そういうような観点に立つたときに、おいて、私どもは、民自の財政金融政策、あるいはまた必然的に吉田内閣の財政政策に対しまして、理論的な欠陥と、また現実の脆弱性を指摘せざるを得ないのであります。民自の大会におきまして、その緊急政策として掲げられたうちにおきまして、税法の面においては、間接税中心主義が強調されております。私は、近代税制においては、間接税中心主義であらねばならぬというふうに考えております。しかし、吉田内閣は、今回の税制においては、直接税中心主義であります。そこで吉田内閣は、今回の税制によつて表わされる通りにおいて、現行の税制によつては、とうてい税收入の増加は期待し得られないのです。そこで吉田内閣は、今回の税制によつては、約二百億の所得税の水増しをしようといふことを言つております。こういうようにいたしまして、現行税制では、とうてい税收入の増加が期待されない。もし、これ以上に税收入の増加をはからんとするならば、苛斂誅求を通り越して、税金革命をして、取引高はむしろ減少しておらずといふこの現実は、認めるにあつてやぶさかではないのであります。

そこで問題は、民自の政策が間接税中心主義といふ理論的な主張をしながら、その現実の面においては、間接税の中心をなすところの取引高税にお

いてこれを否認しておるということ、は、明らかに理論的な矛盾であるといふ点であります。かような面を指摘する限りにおいて、私は、民自の税制の面におけるところの理論的貧困を指摘せざるを得ないのであります。

従いまして、民主自由党の単独内閣である吉田内閣の税制といふものは、かかる矛盾に対してどういふような考え方をもつておるか。

また同時に、私はせんだけての委員会において、吉田首相より直接に、現在の税法といふものは非常に困難に逢着しておる。——税金革命といふようないふべき言葉によつて表わされる通りにおいては、現行の税制によつては、とうてい税收入の増加は期待し得られないのです。そこで、一番問題となつておりますのは、査定の不公正であります。そこで、一番問題となつておりますのは、査定の不公正であります。しかし、今回の十月の修正申告の更正決定にあたりましては、織維品の中業者に対しては四倍三分、あるいは中古衣類の業者に対しては四倍三分、また料理飲食店に対しては五倍、あるいはまた旅館に対しては四倍といふようないふべき課税になつております。なるほど、マル公は上つたであります。しかしながら、購買力の激減からいたしまして、理諭的には直接税中心主義をとるにいたしましても、実際の面におきましては間接税中心主義にならざるを得ないといふこの現実は、認めるにあつてやぶさかではないのであります。

かかる見地に立つときに、私どもは、どうしても税法の全面にわたつて根本的な改革をせねばならぬといふふうに考へるのであります。わが社会党は、かかる面において用意をもつてお

りますが、こういふような面においては、吉田内閣はいかなる方針を持つておられるか、これを、総理がおられませんから、副総理である林國務大臣から承りたいと思うのであります。私は、税法といふ根本的な問題でありますので、どうか党といふよろしい精神を離れて、誠意あるところの答弁を要求してやまないのであります。

同時にまた、現在のいろいろな苦労をもつておるか。訴求、あるいは税金革命といふような事態が指摘せられる原因は、徵稅事務の面において、いろいろな不備があるということを、私たちは指摘したのであります。そこで、一番問題となつておりますのは、査定の不公正であります。しかし、今回の十月の修正申告の更正決定にあたりましては、織維品の中業者に対しては四倍三分、あるいは中古衣類の業者に対しては四倍三分、また料理飲食店に対しては五倍、あるいはまた旅館に対しては四倍といふようないふべき課税になつております。なるほど、マル公は上つたであります。しかしながら、購買力の激減からいたしまして、理諭的には直接税中心主義をとるにいたしましても、実際の面におきましては間接税中心主義にならざるを得ないといふこの現実は、認めるにあつてやぶさかではないのであります。

そこで問題は、民自の政策が間接税中心主義といふ理論的な主張をしながら、その現実の面においては、間接税の中心をなすところの取引高税においては、かかる見地に立つときに、私どもは、どうしても税法の全面にわたつて根本的な改革をせねばならぬといふふうに考へるのであります。わが社会党は、かかる面において用意をもつてお

りますが、こういふような面においては、吉田内閣はいかなる方針を持つておられるか、これを、総理がおられませんから、副総理である林國務大臣から承りたいと思うのであります。

さらに、私どもとしまして特に方をもつておるか。

また同時に、私はせんだけての委員会において、吉田首相より直接に、現在の税法といふものは非常に困難に逢着しておる。——税金革命といふようないふべき言葉によつて表わされる通りにおいては、現行の税制によつては、とうつい税收入の増加は期待し得ないのであります。そこで、一番問題となつておりますのは、査定の不公正であります。そこで、一番問題となつておりますのは、査定の不公正であります。しかし、今回の十月の修正申告の更正決定にあたりましては、織維品の中業者に対しては四倍三分、あるいは中古衣類の業者に対しては四倍三分、また料理飲食店に対しては五倍、あるいはまた旅館に対しては四倍といふようないふべき課税になつております。なるほど、マル公は上つたであります。しかしながら、購買力の激減からいたしまして、理諭的には直接税中心主義をとるにいたしましても、実際の面におきましては間接税中心主義にならざるを得ないといふこの現実は、認めるにあつてやぶさかではないのであります。

そこで問題は、民自の政策が間接税中心主義といふ理論的な主張をしながら、その現実の面においては、間接税の中心をなすところの取引高税においては、かかる見地に立つときに、私どもは、どうしても税法の全面にわたつて根本的な改革をせねばならぬといふふうに考へるのであります。わが社会党は、かかる面において用意をもつてお

りますが、こういふような面においては、吉田内閣はいかなる方針を持つておられるか、これを、総理がおられませんから、副総理である林國務大臣から承りたいと思うのであります。

さらに、私どもとしまして特に方をもつておるか。

また同時に、私はせんだけての委員会において、吉田首相より直接に、現在の税法といふものは非常に困難に逢着しておる。——税金革命といふようないふべき言葉によつて表わされる通りにおいては、現行の税制によつては、とうつい税收入の増加は期待し得ないのであります。そこで、一番問題となつておりますのは、査定の不公正であります。そこで、一番問題となつておりますのは、査定の不公正であります。しかし、今回の十月の修正申告の更正決定にあたりましては、織維品の中業者に対しては四倍三分、あるいは中古衣類の業者に対しては四倍三分、また料理飲食店に対しては五倍、あるいはまた旅館に対しては四倍といふようないふべき課税になつております。なるほど、マル公は上つたであります。しかしながら、購買力の激減からいたしまして、理諭的には直接税中心主義をとるにいたしましても、実際の面におきましては間接税中心主義にならざるを得ないといふこの現実は、認めるにあつてやぶさかではないのであります。

そこで問題は、民自の政策が間接税中心主義といふ理論的な主張をしながら、その現実の面においては、間接税の中心をなすところの取引高税においては、かかる見地に立つときに、私どもは、どうしても税法の全面にわたつて根本的な改革をせねばならぬといふふうに考へるのであります。わが社会党は、かかる面において用意をもつてお



月一日から廢止するとか、いろいろなことを言われておるであります。が、國民は迷つておる。同時にまた、稅務署においても困つておるのであります。従つて、取引高稅はすでに廢止されたものとして、あとから脫稅というようなことになつて、非常に困つておるような次第であります。廢止されたようなことにはつきりと、いつから取引高稅を廢止するか、そのかわりの財源があるのかどうか、しかもわれわれは、日本の稅法といい、また諸般の問題が、関係筋の了解なくしては、なかなかできないことがある。しかも吉田内閣は、取引高稅は廢止でき得る確信のもとに、いつからこれを廢止せんとするか、きわめて明瞭に御答弁願いたいと思う。

〔國務大臣泉山三六君登壇〕  
○國務大臣（泉山三六君）お答え申し上げます。取引高稅の撤廃は政府の方針であります。従いまして、これが廢止につき、その時期並びに方法について、せつかく考究を述べ、具体案をもちまして、目下関係方面ともしきりに折衝中でございます。（拍手）

引揚者の厚生援護に関する緊急質問（梶川靜雄君提出）

月一日から廢止するとか、いろいろなことを言われておるであります。が、國民は迷つておる。同時にまた、稅務署においても困つておるのであります。従つて、取引高稅はすでに廢止されたものとして、あとから脫稅というようなことになつて、非常に困つておるような次第であります。廢止されたよ

うな、廢止されないような、実際にわけのわからないような状態でありますので、この機会に、はつきりと、いつ

かから取引高稅を廢止するか、そのかわりの財源があるのかどうか、しかもわれわれは、日本の稅法といい、また諸般の問題が、関係筋の了解なくしては、なかなかできないことがあります。現状におきましては、七千円しか渡つてないというような状態であります。インフレ進行下の現在におきまして、わずか七千円ばかりでは、露店一つさえも営めないと、明々白々たる事実であろうと思うであります。従いまして、これがすみやかな増額は一日も早くなされなければならぬと思うのであります。（拍手）

○梶川靜雄君（梶川靜雄君登壇）

○議長（松岡駒吉君）今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長（松岡駒吉君）今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長（松岡駒吉君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。引揚者の厚生援護に関する緊急質問を許可いたします。梶川靜雄君。

○梶川靜雄君（梶川靜雄君登壇）援護の問題につきまして、若干の質問をいたしたいと思うのであります。去る五月二十三日、第二回國会において満場一致をもつて可決せられたときままで、引揚同胞引揚者の厚生援護の問題であります。すなはち、現在満足な事業を営もうと思ふことは、はたして人道上許されるかどうか。これらの点について政府の適切な御处置を望むとともに、その御所信を承りたいと思うのであります。

○梶川靜雄君（梶川靜雄君登壇）第四番目に稅の問題であります。現在國民に課せられております稅金は非常に高額に上り、特に無產階級に対する課稅は、まことに不当をきわめています。各地に稅金闘争が巻き起つておる状態を見ましても、それが何を調べて、そこへ参りますと、そういう仕事を當まないで、ほかの方面をやらば、それに参りますと、こういうよなことで、事實上許可をくれない。されば、文字通り裸一貫で帰つて参りまして、その生活はまことに悲惨をきわめておるのであります。今じなければ、重大なる問題を惹起するおそれがあると憂うるものであります。

○梶川靜雄君（梶川靜雄君登壇）第五番目に住宅の問題であります。が、引揚者の約六割は雑居生活であります。雇用措置といたしまして國有財産関係の開放がなされておりますが、しかししながら、これとても住宅化せられていないのであります。これが集合住宅化はすみやかになされなければならぬと思うのであります。さらにまた國有財産関係の貸與という問題を見ましても、これが貸與を受けまして、そらして権利の上に眠つているものが多数あるのであります。まねば

対しましては嚴重なる調査をいたしましたが、すみやかに適當なる処置を講ぜられたいと思うのであります。

あるいはまた庶民住宅の問題であります。

現在七、八十万人の者が、住宅難で困窮しておるのであります。しかも、これらに対する対策が何らいたされていない証拠には、昨年の十月におきまして、國分寺における事件がありました。さらに今年の年頭におきましても千駄ヶ谷の占拠事件があり、あるいは先日も鳥山病院の占拠事件が起つておるのであります。かくのことく、各地において、まさに不祥事ともいっていかに重大な問題であるかといふことを如実に物語つておると思うのであります。

現在、樺太よりの引揚者に対して、特にその無縁故者を対象といたしまして、東北あるいは北海道地方に若干の住宅が用意されつてあります。が、北海道、東北というような局部に限るのではなくして、全國に、全引揚者に、全く家のない人たちのために、すみやかに庶民住宅の建設がなされなければならぬ、このように考える必要があります。

○議長(松岡駒吉君) 梶川君、あと一分であります。

○梶川駒雄君(続) こういう点につきまして、政府はいかにお考えになつてあります。

いたしまして、引揚者などに対する生業の援助をいたして参つておるのであります。現在においては一件七千円、

先ほど梶川君のおつしやつた通りであります。これが改正いたしまして、一万円ないし一万五千円限度ぐらいまで増額いたしてみたい。今後におきましては、政府は実情に即しまして資金の増額をはかつて參りたいと心得ております。これが原因を見ますに、予算の問題があると思うのであります。

最後に、さきに設置いたされましたところの引揚同胞対策審議会、この問題であります。が、引揚同胞対策審議会のその後の活動は、まことに不活発であります。

ところの引揚同胞対策審議会につきましては、政府は実情に即しましてお尋ねであつたのであります。が、これに対していかなる処置をとられつつあるか。あるいはまた、引揚対策審議会が、各縣において設置せられた所と設置せられてない所とあるのであります。が、これに対する対策があります。

以上、時間の関係上簡単に要点のみを申し上げまして、関係各大臣の御所見並びに御処置を承りたいと思うのであります。(拍手)

○國務大臣(林謙治君) 在外同胞の引揚げの問題につきましては、私どもまことに御同情にたえません。ここにおきましたして、政府といまして、生業資金の海外引揚者に対しましては、そ

いたしまして約二十数億円の支出をいたしまして、引揚者などに対する生業の援助をいたして参つておるのであります。現在予算要求中のものが約一億九千万円、こ

れも前と同じように全額國庫負担によりますが、これを改正いたしまして、

一万円ないし一万五千円限度ぐらいまで増額いたしてみたい。今後におきましては、政府は実情に即しまして資本の増額をはかつて參りたいと心得ております。

それから、引揚者に対するところの企業の許可の問題でありますが、その実情に對して、梶川君のおつしやられようなことも間々あるかとは存じますが、今後政府におきましては、決してかかることのないように、この上とも努力をいたしてみたいと考えます。

なお資材の点につきまして、私はまだよく存じておりませんから、他日またお答えをさしていただきことにいたしたいと考えます。

それから税金の問題ですが、これは大藏大臣よりお答え願うことになります。

なお住宅の問題であります。が、これから税金の問題であります。これが改正いたしまして、この改正によりまして、この審議会がいよいよ活発に運営せられることを、強く期待いたしております。

なお経費の問題につきましては、現在約百万円を計上せられておりますが、この審議会の状況によりまして、お尋ねは、引揚者の政策に関する問題、金融の問題かと思うのであります。

お示しの通り、引揚者のお立場につきましては、まことにお氣の毒なものございまして、ことに今日におきましてのその困窮の実情は、政府としたましても、まことに御同情にたえな

いのであります。しかしながら、これに對処いたします場合に、あるいは

金融の問題につきましても、政府は特段の配慮をもつて、具体案を提げて、

今日関係方面とも折衝いたしておるの

でありますするが、なおその成果につきまして、ここに明言できませんのは、まことに遺憾とするところでござります。税金につきましては、その実情に即し、十分特段の経費等の点を考慮いたしまして、これが取扱い上方遺憾なことを期したいと考えております。

○梶川静雄君 企業権の問題について、その開放についてお答えがないのですか。——商工大臣、お答えしていただけますか。

○議長(松岡駒吉君) 企業権ですか。

○梶川静雄君 企業権です。以上、簡単であります。御了承願います。

○梶川静雄君 企業権について、その開放についてお答えがないのですか。

○議長(松岡駒吉君) 企業権ですか。

○梶川静雄君 企業権です。以上、簡単であります。御了承願います。

○國務大臣(大屋晋三君) 梶川君の企業権と申すのは、多分引揚者に対する授職の問題かと存ずるのですが、

商工省の関する限りにおきまして、綿

スフの織布業者の引揚者に対しましては、内地におきまして轉業ないし廃業をいたしましたものと何らかわることなく、これに對して、新規に事業を始めます場合におきましては、優先的に許可する方針をとつております。また、本年の九月に実施いたしました小

さく、これに對して、新規に事業を始めます場合におきましては、優先的

に許可する方針をとつております。ま

た、本年九月に実施いたしました小

さく、これに對して、新規に事業を始めます場合におきましては、優先的

に許可する方針をとつております。ま

た、本年九月に実施いたしました小

さく、これに對して、新規に事業を始めます場合におきましては、優先的

に許可する方針をとつております。ま

た、本年九月に実施いたしました小

(拍手)

### 教育公務員特例法案上程に関する緊急質問(田淵実夫君提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

際、田淵実夫君提出、教育公務員特例法案上程に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(松岡駒吉君) 田淵君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。この教育公務員特例法案上程に関する緊急質問を許可されます。

當に制約され干渉されるべきであつてはならず、眞の意味におきまして自由でなければならぬ段階に立ち至つておるのであります。

この教育委員会法の施行によつて、都道府縣教育委員会が成立いたし、教育行政に対する管轄政策の項には、学生、教師、教育關係官公吏は、教授内容を批判的、理知的に評價することを奨励せらるべく、また政治的、公民的、宗教的自由を含む各般の事項は自由討議を許さるべきことと指示されておりま

せらるべく、また政治的、公民的、宗教的自由を含む各般の事項は自由討議を許さるべきことと指示されておりま

せらるべく、また政治的、公民的、宗教的自由を含む各般の事項は自由討議を許さるべきことと指示されておりま

るが、この結果、いわば特殊公務員法たるべきものであります。従つて、國家公務員の適用を受くべき一般公務員と、

この結果、いわば特殊公務員法たるべきものであります。従つて、國家公務員の適用を受くべき一般公務員と、

道府縣教育委員会が成立いたし、教育行政が國家と地方の他の一般行政より独立いたしましたことは、とりもなおさず、

この結果、いわば特殊公務員法たるべきものであります。従つて、國家公務員の適用を受くべき一般公務員と、

教育事業の絶対性と特殊性が認められた結果であります。従つて、國家公務員の適用を受くべき一般公務員と、

この結果、いわば特殊公務員法たるべきものであります。従つて、國家公務員の適用を受くべき一般公務員と、

この結果、いわば特殊公務員法たるべきものであります。従つて、國家公務員の適用を受くべき一般公務員と、

この結果、いわば特殊公務員法たるべきものであります。従つて、國家公務員の適用を受くべき一般公務員と、

○田淵実夫君(続) 冒頭詳しく述べ上  
げました通り、教育の自由が絶対許されなければならぬ以上、教育の自由を裏づける教師の自由が保障されなければなりません。教師の自由が保障される以上は、教師の持つ一切の公民権を侵害されることなく、その政治的、公民的自由と團体行動権は確保されなければなりません。教師の本質に由来するものであります。

最後に文部大臣にたどりたいのは、教育公務員特例法案は一体いつ上程されるのであるかということであります。この法案は、教育公務員法案と呼ぶべきものでないとしても、今議会において早々上程されなければならないが、その際政府委員よりは、両三日中上程する手はずであるとの答弁を得ました。

○田淵実夫君(続) 北村さんの口吻を借りるわけではありませんが、出すものは出す、出さないものは出さないジオの放送は、次官会議において上程と決定した由を傳えたのであります。が、一向に上程されそうにもないのであります。はたせるかな、院内の消息は、政府においては今議会にはこれを上程しない、あるいは全然上程する腹が

ないとも傳えられているのであります。もしもそうであるとすれば、はなはだしからぬことだと思うのであります。

同法案は、國家公務員法の特例であります。ですがゆえに、國家公務員法の改正と密接不離な連関と連鎖をもつて、同時に、並行的に審議されなければならないのであります。今日に至つて、客觀情勢からこの草案の練り直しをやらなければならぬといふうにも聞いておりますが、この期に及んで、この練り直しをやらなければならぬということと、この解決を今日までの間において決定していかなかつたということとは、全然違います。この点、政府は怠慢であつたと思ふのであります。これについて文部大臣に伺います。

なお総理大臣は、解散々々と、解散のことばかり叫んでおられるのですが、なすべきことをなし、果すべきことを果して……。

○議長(松岡駒吉君) 田淵君、時間が来ました。

○田淵実夫君(続) 田淵君、時間が来ました。

○田淵実夫君(続) 北村さんの口吻を借りるわけではありませんが、出すものは出す、出さないものは出さないジオの放送は、次官会議において上程と決定した由を傳えたのであります。が、一向に上程されそうにもないのであります。はたせるかな、院内の消息は、政府においては今議会にはこれを上程する手はずであるとの答弁を得たのであります。すでにその日より旬日を経ました今日においても、なお上程を見ないであります。数日前、ラジオの放送は、次官会議において上程と決定した由を傳えたのであります。はたせるかな、院内の消息は、政府においては今議会にはこれを上程する腹が

は、よほど自信あるところの政策を持つおられるのではないか、というふうに國民が勘違いしないものでもないと思ふのであります。なすべきものを存するのであります。文部大臣の御所見を伺います。(拍手)

〔國務大臣下條康麿君登壇〕

○國務大臣(下條康麿君) 田淵議員のお尋ねになりました教育公務員特例法案は、一應の成案を得たのであります。その内容は、いわゆる單独立法ではなくして、教育公務員の特殊な職務責任の關係上、身分に関する点につきましての特別規定を設けるための法律案であります。これは次回の國会に提案いたしたいと思つております。

○田淵実夫君 再質問をお許し願います。

○議長(松岡駒吉君) 自席でやつてください。

○田淵実夫君(續) ただいま私の申します質問は、総理大臣並びに文部大臣に対する要求であります。総理大臣は見えませんから、明日お答えを願いたいと思ふのであります。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に

育者の特性というものを案じまして、國家公務員法の改正と密接不離な連関を持つておるところのものであるか、單にこの特例を認める、すなわち任免、服務等に関する分限令的な、身分法的なものにすぎないのか、もしそうとするならば、この際教育公務員法とも称すべきものを用意される意思があるかないかという点を、お伺いいたします。

○國務大臣(下條康麿君) お尋ねになつたように考へられます。実は大なりましたよなうな身分的の關係につきまして特別設ける必要がある、その關係だけの法令をつくりたい、こういう考え方でござります。

○議長(松岡駒吉君) 総理大臣よりの答弁は適当なる機会に願うことにいたしたいと存じます。

○議長(松岡駒吉君) 予防注射による障害の保障に関する緊急質問

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、太田典禮君提出、予防注射による障害の保障に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に

「異議なし」と呼ぶ者あり

親は、この原因追究のためには自分の子供を解剖に付してくれと申し出でさえおるのであります。これはどこに責任があるかということを徹底的に究明しなければならぬと思うのであります。何となれば、現在施行されておるところの予防接種法は、第二回國会において通過いたし、そうして新たに発しておるのであります。これがどこに責任に際して、こういう被害が起りますと、注射を受けねばならぬ人が非常にこれを恐れます。しかも注射を受けなければ、予防法によりますと強制注射でございますから、罰金を課せられております。これは重大な問題であります。

ことであつて、検査といふものは絶対的なものではありません。どうしてみんなからこの被害を覺悟しなければなりません。しかも、注射は強制であるといふことは間違がある。ですから、私は、強制注射の法律を出してこれを施行する以上は、どうしてもここに、その障害を保障する規定を設けなければならぬと思う。(拍手)政府當局は、これに対する、この規定を設ける意願があるかどうか、これをお尋ねしたい。

なお今度の事件は、薬に原因があるのではありませんが、実は注射をやるにあたりましては、注射をやつてい場合と、注射をやつて悪い場合がある。これはもちろん医者が嚴重に検査するわけであります。特に結核の予防注射 BCG、あるいはチフスの予防注射をやりますと、それによつて発熱が起つて、少し病氣のある者は蒼白します。また妊娠しておる女性は、盛んに流产をするわけであります。こういう被害が、厚生省としてどの程度今日まで調査がきておるか、案外に知られていないのであります。臨床医学の立場では、非常にこの問題にぶつかることが多いのであります。しかもそれが、病氣がはつきりあるかどうか、熱があるまでは知らないで実際は予防注射をやつておる。ましてや、それが妊娠しておるかどうかわからないので、盛んに流産しておるというような事件が起る。こういうような場合には、一体責任はどこにあるのか、注射した者にあるのか、政府の強制にあるのか、あるいは検査を人々医師ができるといふこと

漏なる検査にあるのか。

こういう場合の被害というものは、今までのところの医者の粗心によるものか、やつたところの医者の粗心によるものか。今度のように固まつては參りませんから、人々、ぱつり、と起ります。そうすると、遂に泣寝入りになる場合がある。もちろん、そういう場合に訴えることはできるかもしれませんのが、事実が明らかであるならば、これに対しても、さいぜんの注射薬の悪かつた場合と同じような保障をなすべきであると考えるのであります。ですから、政府としては、この予防接種法に対する、人権尊重の意味において、この保障の規定を設けるかどうかということをお尋ねするわけであります。

なお、これは予防注射とは関係はございませんが、光日帝大の病院で、梅毒の患者が輸血をして、それによつて大勢の人が感染をしておるという事実がある。ですから、こういうふうな場合にも、政府は責任を感じなければならぬと思う。もちろん、これをやつたところの医者が悪いのであって、南原東大総長が訴えられておるのは当然であります。ですが、この輸血といふものは、いざやらなければなりませんから、そのときに、すぐに梅毒の検査をするといふようなことはできないのです。ですから、はつきりと梅毒のないような人ならないが、そうでない場合には非常に困るわけです。そこで、あるいは職業的にこれをやつておられるのがある。こういうものが、怪しげな証明によつて血を賣るというようなことが起ると思うのであります。これに対する監督と今後の処置について、厚生大臣にお伺いする次第であります。(拍手)

○國務大臣(林謙治君) 京都におきまして、このたびのジフテリア予防接種の問題につきまして、非常な問題をおきましたことは、まことに所管の大臣といたしまして申訳がございません。今回のこの予防接種は、京都市におきまして実施したものであります。接種を行つた人員は實に一万五千五百名、十一名の多きにわたりまして、そのうち七百五十二名の傷害患者を出したのであります。まことに遺憾ながら、七名の死亡者を出したわけでありました。

す。本事件は監督所の不注意によつて起したものでありますとともに、これらの業者を監督する立場にある当局にも監督上の責任があると考えまして、今後適當なる処置を講じたいと考えておるわけであります。

それで、補償制度の問題をお話になつたのであります。マッカーサー元帥の方からも、勧告書といたしまして厖大なる書面も参つております。従いまして、その制度の中に他日これが実現を見るよう努めました。そこで、今におきましては、これに對するところの審議会などを設置いたしましたが、ただちに発足をいたしたいと考えておるわけであります。

御質問のほかに、第二点におきましては、この製剤に対します今後の監督の方針につきましては、新薬事法によりまして、製剤面での指導監督を増強いたしまして、予防衛生研究所を通過する検定を一層厳格にいたしまして、地方における薬事監視員の指導監督に今後遺憾なきを期したいと考えておるわけであります。

それから輸血の問題であります。この問題もまことに遺憾なことです。まして、輸血を受けた患者に傳染をするおそれがありますために、かつては戦時に、昭和二十年二月に、厚生省令輸血取締規則というものが制定公布されました。そこで、ただちに重ねてこれが制定をいたしたいという心持

でおつたのでありますけれども、遂にこれが設立をするということが不可能になつたのであります。そこで、最近進歩いたしました医学上の意見をも取入れまして、新たなる構想に立つて適切な取締りの法律を立案いたしまして、なるべく早く國會に提出して御審議を仰ぎたいと今日考えておきを願いたいと考えます。

さよう御了承おきを願いたいと考えます。

○議長（松岡駒吉君） 太田典禮君、あなたの場合には三分残りがありますから、登壇を希望されれば登壇してください。

○太田典禮君 ただいま厚生大臣は、マツカーサー司令部の方から國家補償に対する要請があつたというお話をございましたが、私の今質問したのは、予防注射に対する保障をする規定を設けるかどうかということであつて、厚生大臣は、その問題と國家補償と感違ひしておられるのではないか。予防注射に対する保障の規定を設ける意思があるかないか、この点を明確にお答え願いたい。

〔國務大臣松岡駒吉君登壇〕

○國務大臣（林謙治君） 研究をいたしまして、編成に努力をいたしたいと考えております。

○議長（松岡駒吉君） 明二十六日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

出席國務大臣 大藏大臣

國務大臣 泉山 三六君

文部大臣 下條 康麿君

出席政府委員	厚生大臣 林 謙治君
法務政務次官	農林大臣 周東 英雄君
法務廳事務官	商工大臣 大屋 晋三君
法務廳事務官	運輸大臣 小澤佐重喜君
法務政務次官	労働大臣 増田甲子七君
法務廳事務官	國務大臣 森 幸太郎君
法務廳事務官	建設大臣 益谷 秀次君
法務政務次官	國務大臣 井上 知治君
法務政務次官	國務大臣 岩本 信行君
法務政務次官	國務大臣 森 幸太郎君

出席政府委員	厚生大臣 林 謙治君
法務政務次官	農林大臣 周東 英雄君
法務政務次官	商工大臣 大屋 晋三君
法務政務次官	運輸大臣 小澤佐重喜君
法務政務次官	労働大臣 増田甲子七君
法務政務次官	國務大臣 森 幸太郎君
法務政務次官	建設大臣 益谷 秀次君
法務政務次官	國務大臣 井上 知治君
法務政務次官	國務大臣 岩本 信行君
法務政務次官	國務大臣 森 幸太郎君

一、吉田内閣總理大臣から松岡議長

宛、昨二十四日議長において承認した高橋一郎及び宮下明義を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨二十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第三〇号）

大藏委員会 付託

衆議院議員選挙法第十二條の特例

等に関する法律等の一部を改正す

る法律案は次の通りである。

一、昨二十四日常任委員長から提出し

た左の國政調査承認要求書に対し、議長は同日これを承認した。

一、調査する事 商工行政に関する事項

一、昨二十四日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨二十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公團及び地方公共企業体の労働組合に関する緊急質問（辻井民之助君提出）

中央並びに地方検察官の業務執行に關する緊急質問（野上健次君提出）

衆議院議員選挙法第十二條の特例

等に関する法律等の一部を改正す

る法律案は次の通りである。

一、昨二十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

一、昨二十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。